

JAMHSW 発第 25-49 号
2025 年 5 月 2 日

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
都道府県支部 支部長 様

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
会 長 田 村 綾 子 [公印略]

心神喪失者等医療観察法に基づく精神保健参与員の
候補者推薦等への協力について（お願い）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本協会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長より、心神喪失者等医療観察法に基づく精神保健参与員の候補者推薦等に関して、各都道府県支部における協力依頼がありました（添付書類参照）。

つきましては、毎年度のことではありますが、各都道府県の状況に応じて、都道府県精神保健福祉士協会等（以下「都道府県協会」という。）と連携いただき、本協会構成員（支部会員）であり、かつ、都道府県協会会員である者について、ご本人の同意（内諾）を得て、候補者として推薦いただく等、候補者推薦等にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、事務局までお問い合わせいただければ幸いです。

<添付書類>

1. 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく「精神保健参与員候補者」の推薦等に係る協力依頼について
2. 精神保健判定医・精神保健参与員候補者～名簿登載手続きの手引き～

【問い合わせ】

公益社団法人日本精神保健福祉士協会（担当：坪松）

〒160-0015 東京都新宿区大京町 23-3

四谷オーキッドビル 7F

TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993

E-mail: office@jamhsw.or.jp

厚生労働省が「精神保健参与員候補者名簿」を地方裁判所に送付するまでの流れ

精神保健参与員候補者名簿

厚生労働大臣は、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(以下、医療観察法)の規定により、毎年、各地方裁判所ごとに、精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の名簿(以下、精神保健参与員候補者名簿)を当該地方裁判所に送付しなければなりません。

精神保健参与員

精神保健参与員は、医療観察法の処遇事件を取り扱う地方裁判所において、必要に応じて裁判所に対象者の処遇の要否及び内容についての意見を述べる者として、精神保健参与員候補者名簿(以下、名簿)に記載された者のうち、地方裁判所が毎年あらかじめ選任した者の中から、処遇事件ごとに裁判所が指定するものです。

名簿作成から送付までの流れ

